

－現行58本の基準を1本に統合－

食品 食品 食品 食品	一般消費者に販売 される形態の食品 を扱う事業者	業務用食品を 扱う事業者	食品関連事業者 以外の販売者	基準に定める内容
Ⅰ 加工 食品	①	②	③	左の9つの区分について以下の内容を定める。 1. 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項 2. 表示方法 (1)横断的事項の表示方法 (2)個別的事項の表示方法 3. 表示レイアウト、文字の 大きさ、表示禁止事項、 表示責任者の努力義務 等
Ⅱ 生鮮 食品	④	⑤	⑥	
Ⅲ 添加 物 (販売の 用に供 される 場合)	⑦	⑧	⑨	

(図)食品表示基準骨格イメージ(案)